

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき
定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり
公表します。

平成20年1月29日

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員
同

矢部謙
新井勝



結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査期間

平成19年12月14日から平成20年1月28日まで

3 監査の対象

平成19年4月1日から平成19年11月30日までに執行された平成19年度の総務課、電算管理課、保険料課、給付課の財務に関する事務

4 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかに主眼をおき、事前に各所管から関係資料の提出を求め、関係諸帳簿の照合等を行うとともに、担当責任者への事情聴取等を実施した。

5 監査の結果

埼玉県後期高齢者医療広域連合の収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務の執行状況について監査した結果、法令等に準拠し、目的に従って適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、監査の過程において、事務執行上改善又は留意すべき点については、口頭により必要に応じて措置を講じるよう促した。